

# 地域課題研究等推進費成果報告書

課題名：高崎だるまの財産的価値

研究者：高崎経済大学経済学部准教授 澤田 悠紀

## 研究成果

「高崎だるま」は商標法上の地域団体商標である。特許庁の主導により地域ブランドの保護による地域経済活性化を目的とした地域団体商標制度が発足したのは2006年4月のことであり、群馬県達磨製造協同組合はその初年度に登録を行っている。これは群馬県初の登録であったばかりか、玩具・人形というカテゴリーにおいては全国初の登録であったように見受けられる。

このように、「高崎だるま」は知的財産法上すでに先駆的な位置を占めていることから、今後、我が国伝統工芸品における知的財産の運用方法についてのモデルケースとされ得る。収集した資料から、今後の「高崎だるま」の知的財産の有効な運用方法につき多くの示唆を得ることができた。

以下、主要調査先と概要を記す。

### 高崎市内における研究調査

- **だるま工房（五十音順）**
  - 今井だるま店 NAYA：デザイナーズだるま等の新しい取り組みについて等
  - 大門屋：高崎だるまの歴史、地域団体商標登録の経緯、絵付け体験等
  - 吉田だるま店：群馬県達磨製造協同組合について等
- **群馬県発明協会**：地域団体商標登録の経緯、外国出願について等
- **高崎市観光課**：知的財産の運用状況について等

### 日本三大だるま市の現地調査

- **高崎だるま市・少林山七草大祭だるま市**（2022年1月）
- **富士毘沙門天だるま市**（同2月）：静岡におけるだるまの位置づけについて等
- **深大寺だるま市**（同3月）：多摩だるまの歴史について等（栴だるま店）

## 高崎市外における研究調査

- **静岡県富士市・静岡市清水区（2022年2月）**：富士市役所観光課を訪問。日本三大だるま市のひとつ妙法寺毘沙門天大祭を見学。静岡市清水区や焼津市など地元静岡の個人経営だるま店の出店に加え、「高崎だるま」の出店ほか、高崎のだるま店（と表示している店）の出店がみられた。市内土産物店においてコラボ商品等だるま関連商品の出品状況等を調査。だるま市が新年の最大イベントとして位置づけられる富士市において、高崎市との比較検討のため多くの資料が得られた。
- **山梨県甲府市（2022年2月）**：甲府市役所観光課を訪問。山梨県地場産業センター（かいてらす）を見学。市内土産物店においてだるまの出品状況等を調査。400年続く甲州だるまを現在唯一守り続けている大沼富士夫氏の工房を訪問し、工房見学およびヒアリング。現在も昔の木型を用い伝統の手法で工房内での一貫した手作りを徹底している。甲州だるまの発展（および衰退）の歴史には高崎だるまの普及が深く関わっていることもわかり、今後の調査にとって貴重な資料が得られた。
- **東京都・福島県・新潟県（2022年3月）**：「高崎だるま」の知的財産的価値についてその客観的な位置づけを可能にするため、東京および東北各地域におけるだるま及び類似の伝統的縁起物の制作・販売・知的財産管理の体制や、地元の寺・祭事とのつながり、ひいては地域社会における価値の継承について、当事者へのヒアリングを行うとともに、制作工房・土産物店・物産館における調査等を行った。深大寺だるま市を調査し、出店する多摩だるま店にヒアリングを行うことで、東京地域におけるだるまの歴史や全体像から現代的課題までを把握し、今後の調査の下地となる人的関係を広く構築をすることができた。東北においては、白河に昨年開業した「だるまランド」や“赤べこ”“起き上がり小法師”“三角だるま”などの張り子の制作現場を調査。真空製法との異同や現在直面する知的財産法的问题などについて詳細なヒアリングを行った。特に、近隣諸国における類似品の大量生産販売（逆輸入と土産物店での廉価販売）の実態や、お焚き上げに対する地元の非難などの状況を知ることができたことに重要な意義があった。伝統的縁起物・民芸品のあり方について、深く考えさせられ、「高崎だるま」の現代的なあり方を考察するにあたり、きわめて重要な視点を得られた。
- **だるま寺・だるま神社（2022年3月）**：関西におけるだるま信仰およびだるまの製造について、下記の寺社等を訪問し調査。関西には「だるま寺」や「だるま神社」が多くあるものの、市民に向けられた販売の側面は関東に比べて盛んでないように見受けられ、信仰と消費との関連性につき興味深い資料が得られた。
  - 奈良県
    - ◇ 片岡山達磨寺
    - ◇ 大安寺
  - 京都府

- ◇ 八幡達磨堂円福寺
- ◇ 法輪寺
- ◇ 達磨神社
- ◇ 千本釈迦堂大報恩寺
- ◇ 慈氏院
- ◇ 木戸達磨堂

### 今後の課題

2021年度の研究は、知的財産法による保護の客体としての「高崎だるま」について、伝統工芸分野における相対化も含めその基礎的研究にその大部分を費やしたところ、今後は、商標法をはじめ著作権法・意匠法・不正競争防止法など知的財産法分野における個別法の観点から比較法の手法などを用い研究を進め、具体的な政策提言へとつなげられたらと考えている。